

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	(1) 一般廃棄物処理施設の使用前検査 (2) 一般廃棄物処理施設の構造、規模の変更の使用前検査	
根拠法令・条項	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第2項	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	堺市一般廃棄物処理施設事務取扱要綱別表（以下「別表」という。）第4号に適合しているか。	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね1か月(測定等に要する期間を除く。)
	標準処理期間を設定できない理由	<例外> 検査により、施設に修正を必要とする場合には、標準処理期間内に検査が完了しない場合がある。

< 関係法令（抜粋） >

平成 28 年 12 月 21 日現在

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）・・・・・・・・・・ 3

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（許可の基準等）

第八条の二

5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（変更の許可等）

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。